

千葉県後期高齢者医療広域連合広域計画

新 旧 対 照 表

千葉県後期高齢者医療広域連合（第五次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第四次広域計画令和6年11月改定版）
は じ め に 後期高齢者医療制度は、75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障害のある方を対象とする独立した医療制度です。 この制度の運営主体は、都道府県を単位として全市町村で組織する広域連合とされ、平成19年1月1日に千葉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が設立されました。 千葉県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7の規定により定めるもので、広域連合とその構成団体である県内全市町村（以下「関係市町村」という。）が事務処理を行うための指針となるものです。 この<u>第五次広域計画</u>は、<u>令和3年度</u>に策定した広域計画(以下「<u>第四次広域計画</u>」という。)が<u>令和8年度</u>をもって期間満了となることを受け、策定するものです。 千葉県の被保険者数は、制度発足当初の平成20年4月は49万2千人でしたが、<u>令和8年4月には約102万2千人</u>へと大きく増加してきました。また、被保険者一人当たりの年間医療費も、平成20年度の75万4千円から、<u>令和7年度の約87万8千円</u>へと増加しています。 今後も安定的に制度を運営していくため、医療費の伸びができるだけ緩やかになるよう、被保険者への医療費の通知等の様々な取り組みにより、医療費の適正化を推進します。 また、後期高齢者の健康寿命の延伸のため、健康保持増進やフレイル予防のための保健事業等を推進します。 今後、被保険者の増加などにより広域連合や関係市町村の業務量の増加が見込まれることから、個人情報の保護に十分に留意しながら、業務委託やデジタル技術の活用により業務の効率化を進めます。 今後とも、広域連合では、安定的に制度運営を行うため、関係市町村と一体となって取り組んでいきます。 第1 <u>第五次広域計画</u>の趣旨	は じ め に 後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、65歳以上75歳未満で一定の障害のある方を対象とする独立した医療制度です。 この制度の運営主体は、都道府県を単位として全市町村で組織する広域連合とされ、平成19年1月1日に千葉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が設立されました。 千葉県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7の規定により定めるもので、広域連合とその構成団体である県内全市町村（以下「関係市町村」という。）が事務処理を行うための指針となるものです。 この<u>第四次広域計画</u>は、<u>平成28年度</u>に策定した広域計画(以下「<u>第三次広域計画</u>」という。)が<u>令和3年度</u>をもって期間満了となることを受け、策定するものです。 千葉県の被保険者数は、制度発足当初の平成20年4月には約49万2千人でしたが、<u>令和3年4月には約84万9千人</u>へと大きく増加してきました。また、被保険者一人当たりの年間医療費も、平成20年度の約75万4千円から<u>令和2年度の約79万5千円</u>へと増加しています。 <u>団塊の世代が後期高齢者となる令和4年から令和7年にかけては、更なる後期高齢者の増加が見込まれ、それに伴って医療費も増大することが予測されます。</u> <u>これに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が医療保険制度に対しても影響を与えている中で、</u>今後も安定的に制度を運営していくため、医療費の伸びができるだけ緩やかになるよう、被保険者への医療費の通知等の様々な取り組みにより、医療費の適正化を推進します。 また、後期高齢者の健康寿命の延伸のため、健康保持増進やフレイル予防のための保健事業等を推進します。 今後、被保険者の増加などにより広域連合や関係市町村の業務量の増加が見込まれることから、個人情報の保護に十分に留意しながら、業務委託やデジタル技術の活用により業務の効率化を進めます。 今後とも、広域連合では、安定的に制度運営を行うため、関係市町村と一体となって取り組んでいきます。 第1 <u>第四次広域計画</u>の趣旨

千葉県後期高齢者医療広域連合（第五次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第四次広域計画令和6年11月改定版）
<u>第五次広域計画</u>は、広域連合が行う事務を、総合的かつ計画的に行うため、広域連合と関係市町村が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら、処理する事項について定めるものであり、<u>第四次広域計画</u>を引継ぎ策定するものです。 第2 広域計画で定める項目 広域計画は、千葉県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について定めます。 (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること (2) 広域計画の期間及び改定に関すること 第3 広域連合及び関係市町村が行う事務 広域連合及び関係市町村はそれぞれ高齢者の医療の確保に関する法律などに定める事務を行うとともに、規約に定める事務を行います。 (1) 被保険者の資格の管理に関する事務 〔広域連合〕 被保険者台帳により被保険者資格情報を管理し、被保険者資格の認定（取得及び喪失の確認、政令で定める障害がある旨の認定）、資格確認書<u>等</u>の交付決定などを行います。 〔関係市町村〕 広域連合が被保険者の資格の認定を行う事ができるよう、住民基本台帳の情報など被保険者に関する情報を広域連合に提供するとともに、被保険者の認定に関する申請及び届出の受付、資格確認書等の引渡し及び返還の受付など、窓口における受付事務を行います。 (2) 医療給付に関する事務 〔広域連合〕 被保険者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に規定する医療給付（後期高齢者医療給付）の支給決定を行います。	<u>第四次広域計画</u>は、広域連合が行う事務を、総合的かつ計画的に行うため、広域連合と関係市町村が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら、処理する事項について定めるものであり、<u>第三次広域計画</u>を引継ぎ策定するものです。 第2 広域計画で定める項目 広域計画は、千葉県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について定めます。 (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること (2) 広域計画の期間及び改定に関すること 第3 広域連合及び関係市町村が行う事務 広域連合及び関係市町村はそれぞれ高齢者の医療の確保に関する法律などに定める事務を行うとともに、規約に定める事務を行います。 (1) 被保険者の資格の管理に関する事務 〔広域連合〕 被保険者台帳により被保険者資格情報を管理し、被保険者資格の認定（取得及び喪失の確認、政令で定める障害がある旨の認定）、資格確認書の交付決定などを行います。 〔関係市町村〕 広域連合が被保険者の資格の認定を行う事ができるよう、住民基本台帳の情報など被保険者に関する情報を広域連合に提供するとともに、被保険者の認定に関する申請及び届出の受付、資格確認書等の引渡し及び返還の受付など、窓口における受付事務を行います。 (2) 医療給付に関する事務 〔広域連合〕 被保険者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に規定する医療給付（後期高齢者医療給付）の支給決定を行います。

千葉県後期高齢者医療広域連合（第五次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第四次広域計画令和6年11月改定版）
（医療給付の種類） - 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給 - 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給 - その他広域連合条例で定めるところにより行う給付 〔関係市町村〕 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡しなど窓口における受付事務を行います。 （3）保険料の賦課及び徴収に関する事務 〔広域連合〕 関係市町村の持つ課税情報などを活用し、保険料率及び保険料の賦課決定並びに減免及び徴収猶予の決定などを行います。 <u>医療分（基礎賦課額）の保険料率は、おおむね2年間を通じ財政の均衡を保つことができるものとします。</u> <u>子ども・子育て支援金分（子ども・子育て支援納付金賦課額）の保険料率は、法律に基づいて算定した支援納付金額を、被保険者全員でまかなえるように算定します。</u> 〔関係市町村〕 広域連合が保険料の賦課決定を行えるよう、関係市町村の持つ課税情報などの提供を行います。 また、広域連合が賦課額を決定した保険料の徴収事務を行うとともに、徴収した保険料を広域連合へ<u>支払</u>います。 （4）高齢者保健事業に関する事務 〔広域連合〕 後期高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって、関係市町村との連携の下に、関係市町村が実施する国民健康保険保健事業及び地域支援事業との一体的な実施を推進します。 なお、原則として高齢者保健事業の実施は関係市町村に委託するものとし、広域連合は、被保険者ごとの身体的、精神的及び社会的な状態の整理及び分析を行い、被保険者に係る療養に関する情報等を高齢者保健事業の実施に必要な範囲内で提供し、その他実施に必要な支援を行います。 〔関係市町村〕	（医療給付の種類） - 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給 - 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給 - その他広域連合条例で定めるところにより行う給付 〔関係市町村〕 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡しなど窓口における受付事務を行います。 （3）保険料の賦課及び徴収に関する事務 〔広域連合〕 関係市町村の持つ課税情報などを活用し、保険料率及び保険料の賦課決定並びに減免及び徴収猶予の決定などを行います。 保険料率は、おおむね2年間を通じ財政の均衡を保つことができるものとし ます。 〔関係市町村〕 広域連合が保険料の賦課決定を行えるよう、関係市町村の持つ課税情報などの提供を行います。 また、広域連合が賦課額を決定した保険料の徴収事務を行うとともに、徴収した保険料を広域連合へ<u>納付</u>します。 （4）高齢者保健事業に関する事務 〔広域連合〕 後期高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって、関係市町村との連携の下に、関係市町村が実施する国民健康保険保健事業及び地域支援事業との一体的な実施を推進します。 なお、原則として高齢者保健事業の実施は関係市町村に委託するものとし、広域連合は、被保険者ごとの身体的、精神的及び社会的な状態の整理及び分析を行い、被保険者に係る療養に関する情報等を高齢者保健事業の実施に必要な範囲内で提供し、その他実施に必要な支援を行います。 〔関係市町村〕

千葉県後期高齢者医療広域連合（第五次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第四次広域計画令和6年11月改定版）
広域連合と連携をとりながら、高齢者保健事業の推進を図ります。 広域連合から高齢者保健事業の実施の委託を受けた場合、地域の健康課題等を把握した上で、その実施に関し、国民健康保険保健事業及び地域支援事業との一体的な実施の在り方を含む基本的な方針を定め、地域における連携の中心となって高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図ります。 (5) 医療費適正化に関する事務 〔広域連合〕 レセプトの点検、医療費通知の送付、ジェネリック医薬品の<u>利用促進及び第三者行為求償事務</u>などにより医療費の適正化に取り組みます。 〔関係市町村〕 ジェネリック医薬品の<u>利用促進を図るとともに、第三者行為による負傷発見のために広域連合と連携をとりながら情報提供に努めるなど、医療費の適正化に取り組みます。</u> (6) 広報広聴に関する事務 〔広域連合〕 制度に対する<u>被保険者</u>の正しい理解を得るために、ホームページや広報紙などを活用した広報活動を行うとともに、関係市町村と連携して<u>被保険者</u>からの相談に対応します。 <u>国の施策に基づいた、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード（マイナ保険証）の利用を促進するため、丁寧で分かりやすい周知・広報に努めます。</u> また、学識経験者や被保険者の代表で構成される医療懇談会の開催やパブリックコメントの実施などにより、本制度の運営に関する意見などの聴取に努めます。 〔関係市町村〕 ホームページや広報紙の活用など、<u>関係市町村の実情に応じた広報活動を行い、制度の周知を図るとともに、被保険者からの相談に対応します。</u> (7) 電算処理システムに関する事務 〔広域連合〕 制度を円滑に実施するため、<u>国民健康保険中央会の方針を基に</u>電算処理シス	広域連合と連携をとりながら、高齢者保健事業の推進を図ります。 広域連合から高齢者保健事業の実施の委託を受けた場合、地域の健康課題等を把握した上で、その実施に関し、国民健康保険保健事業及び地域支援事業との一体的な実施の在り方を含む基本的な方針を定め、地域における連携の中心となって高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図ります。 (5) 医療費適正化に関する事務 〔広域連合〕 <u>重複頻回受診や医薬品の過剰投与の注意喚起のための訪問指導事業の実施並びに高齢者の低栄養防止・重症化予防等の推進を図るとともに、</u>レセプトの点検、医療費通知の送付<u>及び</u>ジェネリック医薬品の周知などにより医療費の適正化に取り組みます。 〔関係市町村〕 <u>広域連合と連携をとりながら、重複頻回受診や医薬品の過剰投与の注意喚起に努めるとともに、</u>ジェネリック医薬品の周知を<u>図ります。</u> (6) 広報広聴に関する事務 〔広域連合〕 制度に対する<u>住民</u>の正しい理解を得るために、ホームページや広報紙などを活用した広報活動を行うとともに、関係市町村と連携して<u>住民</u>からの相談に対応します。 また、学識経験者や被保険者の代表で構成される医療懇談会の開催やパブリックコメントの実施などにより、本制度の運営に関する意見などの聴取に努めます。 〔関係市町村〕 ホームページや広報紙の活用など関係市町村の実情に応じた広報活動を行い、制度の周知を図るとともに、<u>住民</u>からの相談に対応します。 (7) 電算処理システムに関する事務 〔広域連合〕 制度を円滑に実施するため、電算処理システムの機能強化を進め、関係市町村とネットワークで結ばれている端末機により情報を共有し、<u>住民の利便性を</u>

千葉県後期高齢者医療広域連合（第五次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第四次広域計画令和6年11月改定版）
テムの機能強化を進め、関係市町村<u>及び関係機関</u>とネットワークで結ばれている端末機により情報を共有し、事務の<u>適正化及び</u>効率化を図ります。 また、情報セキュリティ対策を徹底し、<u>被保険者</u>の個人情報保護を図ります。 なお、電算処理システムの機器<u>更改時</u>には、関係市町村の<u>拠点</u>数や被保険者数等を基準とし<u>て</u>、配置する端末機台数を見直し、端末機の適正な<u>調達及び</u>配置を行います。 〔関係市町村〕 広域連合が<u>調達及び</u>設置する端末機などを活用し、<u>被保険者情報等を広域連合と連携することで</u>、事務の<u>適正化及び</u>効率化を図ります。 また、情報セキュリティ対策を徹底し、<u>被保険者</u>の個人情報保護を図ります。 (8) 制度の改善に関する事務 〔広域連合〕 現行制度の改善について、関係市町村、医療懇談会、関係団体などの意見を踏まえ適切に取り組むとともに、全国後期高齢者医療広域連合協議会と連携し、<u>国</u>に対し必要な要望を行います。 〔関係市町村〕 現行制度の改善について、千葉県後期高齢者医療広域連合協議会などを通し、広域連合に協力していくとともに、広域連合、全国市長会、全国町村会などと連携し、国に対し必要な要望を行います。 第4 <u>第五次広域計画</u>の期間及び改定 <u>第五次広域計画</u>の期間は、<u>令和9年度</u>から<u>令和13年度</u>までの5年間とし、計画期間満了前に見直しを行うこととします。 ただし、事務の追加などにより計画変更の必要が生じた場合など、千葉県後期高齢者医療広域連合長が必要と認めたときは、千葉県後期高齢者医療広域連合議会の議決を経て随時改定を行います。	<u>確保するとともに</u>事務の効率化を図ります。 また、情報セキュリティ対策を徹底し、<u>住民</u>の個人情報保護を図ります。 なお、電算処理システムの機器<u>更新の際</u>には、関係市町村の<u>窓口</u>数や被保険者数等を基準とし、<u>関係市町村に</u>配置する端末機台数を見直し、端末機の適正な配置を行います。 〔関係市町村〕 広域連合が設置する端末機などを活用し、<u>住民の利便性を確保するとともに</u>事務の効率化を図ります。 また、情報セキュリティ対策を徹底し、<u>住民</u>の個人情報保護を図ります。 (8) 制度の改善に関する事務 〔広域連合〕 現行制度の改善について、関係市町村、医療懇談会、関係団体などの意見を踏まえ適切に取り組むとともに、全国後期高齢者医療広域連合協議会と連携し、国に対し必要な要望を行います。 〔関係市町村〕 現行制度の改善について、千葉県後期高齢者医療広域連合協議会などを通し、広域連合に協力していくとともに、広域連合、全国市長会、全国町村会などと連携し、国に対し必要な要望を行います。 第4 <u>第四次広域計画</u>の期間及び改定 <u>第四次広域計画</u>の期間は、<u>令和4年度</u>から<u>令和8年度</u>までの5年間とし、計画期間満了前に見直しを行うこととします。 ただし、事務の追加などにより計画変更の必要が生じた場合など、千葉県後期高齢者医療広域連合長が必要と認めたときは、千葉県後期高齢者医療広域連合議会の議決を経て随時改定を行います。